


所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏 彰	
件 名	東大和市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に 関する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民健康保険条例		
	部課機関			
1. 要 旨				
<p>国民健康保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、世帯内で国民健康保険に加入する70歳から74歳までの被保険者しかおらず、高額療養費支給申請について初回到申請手続きを行うことで、以後に発生した高額療養費については、初回到登録した口座に振り込むことが可能となった。</p> <p>そこで、高額療養費の手続きを簡素化するために、「東大和市国民健康保険高額療養費支給申請手続きの簡素化に関する規則」を制定するものである。</p> <p>(1) 施行日 この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(2) 影響及び効果 70歳から74歳までの被保険者しかいない世帯の高額療養費支給申請手続きの負担軽減が図れる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>平成29年3月31日 国民健康保険法施行規則の一部改正 平成30年9月補正予算計上</p> <p>規則案文については文書課において審査済み</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>簡素化の申請後、世帯内に70歳未満の国民健康保険被保険者が発生した場合は、本制度は非該当となり、高額療養費発生の都度、申請手続きを行わなければならないこととなる。</p>				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。